

議案第146号

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の
人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

令和7年12月11日

健康福祉部福祉指導監査課

1 改正概要

標記の件で、令和7年9月10日付け児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和7年内閣府令第80号)及び令和7年9月16日付け児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第82号)が公布され、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)における規定が改正されたことを受け、大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例についても同省令と同様の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 地域限定保育士制度の一般制度化に伴う保育士の規定の改正

地域限定保育士制度が一般制度化されたことから、各施設等(障害児通所支援事業所)に置かなければならぬとされている保育士について、地域限定保育士も追加することとした。

(2) 健康診断方法の改正(児童発達支援センターに限る)

母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、保育所等の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わぬことができることとした。

3 改正部分の抜粋

(1) 地域限定保育士制度の一般制度化に伴う保育士の規定の改正

| 現行 | 改正後 |
|---|---|
| (従業員の員数) | (従業員の員数) |
| 第7条 | 第7条 |
| (1) 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は <u>保育士</u> 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 | (1) 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は <u>保育士</u> <u>(法第18条の28第1項の規定による滋賀県知事の登録を受けている者を含む。以下同じ。)</u> 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 |

(2)健康診断方法の改正(児童発達支援センターに限る)

| 現行 | 改正後 |
|--|---|
| (健康管理) | (健康管理) |
| 第35条 | 第35条 |
| 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。 | 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 |
| 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断 | 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断 |
| 障害児が通学する学校における健康診断 | 定期又は臨時の健康診査 |
| 通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断 | 通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断 |
| 定期又は臨時の健康診断 | 定期又は臨時の健康診査 |
| | 乳幼児に対する健康診査 |
| | 利用開始時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診査 |

4 施行期日 公布の日から施行